

## 別紙 4

### 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

#### 第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

#### 第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

#### 第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

#### 第 4 検査結果の公表

##### 1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

##### 2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 大豆の検査結果にあつては、会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
- 3 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長

〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果												
							容積量	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物			
														基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超		

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 「農産物の種類」の欄には、「水稻うるち玄米」と記載すること。  
 なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林産省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び企画項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質			水分過多	被害粒			死米	着色粒		異種穀粒	異物	その他
					計	充実度	心白及び腹白		その他	計	発芽粒		胴割粒	その他			

(注) 1 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒						異種穀粒	異物			その他	
								計	発芽粒	赤かみ粒	黒かみ粒	たい色粒	裂皮粒又は剥皮粒		その他	計	なまぐさ黒穂病粒		麦角粒

(注) 1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。





農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 ( 年 月 日現在累計)

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

(注) 1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。  
2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考

- (注) 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
- 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位：kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

(注) 1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。  
2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。